指定 平成 2 1 年 9 月 2 5 日 告示 平成 2 1 年 9 月 2 5 日

			1	1	1
種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	21-37	危険な愛体験 Special 9月	号 パナジー出版(株)	02971-09	著しく青少年の性 的感情を刺激し、又
"	21-38	Chuッ SPECIAL[チュッスペシャル] 10月	号(株)ワニマガジン社	16151-10	は著しく青少年の粗 暴性若しくは残虐性
"	21-39	ザ・ベストMAGAZINE Special 10月	号 KKペストセラース゚	14077-10	を誘発し、若しくは 助長し、その健全な
"	21-40	コミック ホットミルク HOTMiLK 10月	号 (株)コアマカ゛シ゛ン	13941-10	育成を阻害するおそ れがある。
"	21-41	COMIC ペンギンクラブ 1 0 F	号 辰巳出版㈱	17999-10	
"	21-42	もっとすごい本当のH話コレクション 10月	号 インフォレスト(株)	08761-10	
"	21-43	COMIC 快楽天 1 0 F	号(株)ワニマガジン社	13877-10	

【参考】

次のものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等として、佐賀県青少年健全育成条例 (以下「条例」という。)第13条第1項の規定による有害図書の告示がなくても指定された図書等と 同様の取扱いがなされます。

- (1)書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページがその総ページの3分の1以上を占めるもの【条例第13条第2項の規定】
- (2)録画盤又は録画テープで、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面の描写の時間が連続して3分を超えるもの又はその時間が合わせて5分を超えるもの【条例第13条第3項の規定】
- おとれた類々なほり気を描するた場面の描すの時間が建設しても力を超えるもの文はその時間が占わせて5分を超えるもの【条例第13条第3項の規定】
 (3)日本映像倫理審査機構又はコンピューターソフトウェア倫理機構が審査し、18歳未満の者に対して販売し、又は貸出すことを禁止したもの。(15歳未満の者に対してのみ販売し、又は貸出すことを禁止したものを除く。)【条例第13条第4項の規定】

	題	名	製作発行所等	雑誌コード等	備考
雑誌	Raizo ライゾー	1 0 月号	㈱大洋図書	19283-10	第13条第2項
DVD	女子高生 マッサージ淫行記録		不明	DJK-008	第13条第3項

= コミック誌